

わたしたちの歩み。



- 平成 14 年 12 月 **「若手地権者懇談会」として会発足。**
 - 跡地のまちづくりに向けて、地主会等から「若い世代が主体的に考え、行動していくことが重要」との要請・期待を受け、宜野湾市の「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査業務」の中で「若手地権者懇談会」として会が発足。
- 平成 15 年 **跡地利用を考えるための下地づくりを目指し、活動。**
 - 平成 16 年度から跡地利用の内容を考えるための下地づくりを目指し、普天間飛行場に関するこれまでの動きや、文化財、自然環境等の勉強会を開催。
- 平成 16 年 6 月 **「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」に名称を変更。**
 - この年、「若手地権者懇談会」から「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」に名称を変更し、毎月第 2 火曜日を基本に活動を行うことが定着化。
- 平成 17 年 3 月 **「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え」を作成。**
 - 活動の成果を明確に形として残し、今後その成果をもとにより多くの地権者、市民等の意見を取り入れ、継続的に議論・研究を進めるための提言書を作成。
- 平成 18 年 3 月 **「跡地利用基本方針（案）をふまえた若手の会の意見」を作成。**
 - 県と市が共同事業で取り組んでいる「跡地利用基本方針（案）」に対し、地権者としての意見を集約し、地主会へ検討成果を報告することを目標に提言書を作成。
- 平成 19 年 3 月 **「大規模公園の規模等についての若手の会の考え」を作成。**
 - 国営沖縄記念公園や国営昭和記念公園の視察会などを通じて、(仮)普天間公園についての議論を中心に活動を実施し、公園についての提言書を作成。
- 平成 20 年 2 月 **「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え（公園編パート 1）（交通編パート 1）」を作成。**
 - 過年度からの議論による成果の蓄積や先進地視察会の成果をもとに、「環境・公園」、「交通」に対する意見集約及び提言書を作成。
- 平成 21 年 2 月 **「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え（住宅地編パート 1）（都市拠点編パート 1）」を作成。**
 - 平成 19 年度に引き続き、平成 20 年度は、「都市拠点」、「住宅地」を検討テーマとして、意見集約及び提言書を作成。
- 平成 22 年 3 月 **「若手の会の考え 2009 年度版（「土地利用・環境づくり方針案」に対する意見とりまとめ）」を作成。**
 - 県市が取りまとめた「土地利用・環境づくり方針案」を題材に検討を行い、「計画内容を実現していくための方策・条件」等について考えを取りまとめた。
- 平成 23 年 3 月 **「各分野（公園、住宅地、振興・都市拠点）における「若手の会」の考え」を作成。**
 - 県市が取りまとめている「全体計画の中間取りまとめ（素案）」を題材に検討を行い、過去の提言書をもとに内容の再確認を行い、考えを取りまとめた。
- 平成 24・25 年 **過去の提言書見直しに向けて、積極的な活動を展開。**
 - 「全体計画の中間取りまとめ」という節目に合わせ、これまでに作成した分野別提言書の見直し（追加・修正）を行うべく、定例活動以外に自主活動として地主会 役員との意見交換会を開催するなど、積極的な活動を展開。

※提言書等の詳細は、下記で検索！

若手の会 提言書

【お問い合わせ】

普天間飛行場の跡地を考える若手の会
E-mail : wakateno-kai@excite.co.jp



「若手の会」では、Blog や Facebook で日頃の活動を公開しています！ぜひチェックしてみてください！
←こちらはブログの QR コードです！

宜野湾市役所 基地政策部 まち未来課 まち未来係

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩 1 丁目 1 番 1 号 TEL : 098-893-4401 (直通) FAX : 098-892-7022

宜野湾市軍用地等地主会

〒901-2203 沖縄県宜野湾市字野嵩 736 (JA おきなわ宜野湾支店会館 2 階) TEL : 098-893-5077

普天間飛行場跡地利用への



わたしたちの考え。2014 年度版

私たち
「普天間飛行場の跡地
を考える若手の会（通称：若
手の会）」は、地権者として早め
に普天間飛行場の跡地利用のことを
考えておいた方が良く平成 14 年に
発足した組織です。本書は、これま
での取り組みを踏まえ、現時点で
の普天間飛行場の望ましい跡
地利用の方向性をまとめ
たものです。

普天間飛行場の跡地を考える若手の会



わたしたちの考え。

公園づくりの考え方

メインテーマ

平和

サブテーマ

自然・歴史・文化

スポーツ・レジャー

シンボル

公園

②配置は、一定のまとまりを確保し、残りを带状緑地とする「ネットワーク型」。

●配置は、一定のまとまりを確保しつつ、残りを带状緑地とする「ネットワーク型配置」とする（他のゾーンと一体的な整備が可能となり、人の集客にも繋がる。また、跡地内や周辺の緑地といった地域資源の活用にも繋がる）。

③規模は、緑地を含め150ha程度とする。

④運営方法は、「国営公園」を目指す。

①メインテーマを「平和」とし、まちと公園が連動する公園を目指す。

- メインテーマを「平和」とし、「普天間飛行場返還記念公園」を理念として位置づける。
- また、その「平和」をメインテーマとしつつ、その要素を取り入れた「自然・歴史・文化」、「スポーツ・レジャー」、「シンボル」をテーマに、まちと公園が連動する公園（ネットワーク型）とし、市民・県民・県外からの観光客等の誰もが魅力を感じる公園としていく。



振興・都市拠点

①大規模公園との一体化を図り、魅力を高める。

- 緑豊かな都会のオアシスとなる場として、中南部をカバーする規模の防災機能のある大規模公園をつくる。

②市民の交流の場や市外から人が集まる拠点として整備する。

- 市民が集まる交流の場として、警察、消防、医療（大学病院、総合病院等）機能や高齢者にも配慮して公的施設を集積させる（市民センターゾーン）。
- 県内の他の拠点にはない魅力を持った、人が集まり新しい観光地ともなる場として、全体がテーマパークのようなショッピングエリアやエンターテインメントエリア、西海岸のスポーツ施設や市内の文化施設を複合化させた文化施設エリアなどが一体となる場を整備する（複合的な広域拠点ゾーン）。
- 無秩序なまちとならないように、ゾーン内でも棲み分け（エリア区分）を行う。

③街中で暮らす便利さを提供するため、拠点内及び周辺に住宅地を整備する。

- 街中で暮らす便利さと優れた環境を提供するために、住宅地との高いアクセス性の確保と徒歩圏の拠点づくりを実現し、観光客も楽しめる公共交通を走らせる。
- 街中で暮らす便利さと優れた環境を活かした都心住宅として、多機能複合型などの高層住宅を整備する。

住宅地

交通

①鉄軌道を含めた新たな公共交通の導入等により、住む人、来る人が便利で快適な交通体系を確立する。

- 利便性を考慮し、鉄軌道だけでなくLRTやバス専用道路（緊急車両の通行可能）の整備を検討することも効果的と考えられる。
- 多くのバス停設置や定時性の確保等によるフィーダー機能の充実、「歩道」、「自転車道」、「車道」の区別等により、市民や学生が利用しやすい交通体系を整備し、公共交通を市民生活の一部にしていく必要がある。
- 普天間飛行場跡地から周辺地域への交通を分散、集中させる交通拠点の整備が必要であり、道路と軌道系の連結による域内交通の充実を図る。また、公共交通機関の乗り継ぎ手段は十分に確保する必要がある。（バス⇄バス、バス⇄モノレール、LRT⇄バス、バス⇄自転車等）。
- ユニバーサルデザインを考慮した交通環境を実現する必要がある。
- 新たな公共交通は、地域住民等の参画により、持続可能なものとし、市民生活の中に定着させていく必要がある。

②交通を歴史・観光資源として活用する。

- 交通面からも普天間飛行場があったという歴史を伝えていく必要がある（フェンスの位置にバス専用道路等新たな公共交通を導入する等）。
- 見晴らしや観光客の利用を考慮した運行ルートの設定、観光客が楽しめるような工夫等、交通を観光資源としていく必要がある。

③自家用車から公共交通等への転換を目指し、環境にやさしいまちづくりを推進する。

- 環境にやさしいLRTや電気バス等の導入による公共交通サービスの向上はもとより街中への自家用車乗り入れ規制や歩くことが楽しいまちづくり方策についても検討していく必要がある。

④公共交通軸（鉄軌道）の駅を中心とした拠点づくり・まちづくりを推進する。

①誰もが安心して、快適に暮らせる住宅地をつくる。

- 安心・安全な住宅地（歩行者や自転車交通を優先した住宅地等）をつくる。
- 環境に配慮した自然を感じる住宅地（自然を感じられる住宅、エコ住宅等）をつくる。
- 地域のコミュニティを重視した住宅地（交流空間、コミュニティ施設のある住宅地）をつくる。
- 魅力的なまちなみを維持するために、ルールづくりや仕組みづくりを行う。

②「地権者」のためにゆとりある住宅地をつくる。

- ゆとりのある戸建住宅（ナリのある戸建住宅、家庭菜園が楽しめる区画）をつくる。
- 地域資源を守り、新たに創造する住宅地（旧集落のシンボル空間を活かした住宅、フクギ・琉球石灰岩等を取り入れた住宅）をつくる。

③「来住者」のために生活利便を確保し、新たな生活の期待に応える住宅地をつくる。

- 利便性を活かした都市住宅（在宅勤務用住宅など）をつくる。
- 農作業が楽しめる市民農園のある住宅地をつくる。
- ゆとりのある戸建住宅地（眺望の良い丘陵地を活かした住宅地、家庭菜園が楽しめるゆとりある区画）をつくる。
- 沖縄で健康回復を目指す人のための短期的な定住、反復的な滞在ができる住宅をつくる。

※写真はイメージです。また、中央の図中に示している鉄軌道及び縦貫道路、横断道路については、県市共同調査で示された位置に基づいて配置しております。